# 高速道路ネットワークを 「命の道」とするために

川崎縦貫道路と東京外環道の接続構想に関する政策提言 道路整備を阻む"間違った財政観"を問う

# 川崎市の道路インフラ整備の遅れ

私は令和7年3月定例会(予算審査特別委員会)において、道 路インフラの整備に関して質問を行いました。その中で、川崎市 における都市計画道路の整備状況が、他の大都市と比較して著 しく遅れている点を指摘しました。 とりわけ、市道における「4車 線道路」の整備距離は、川崎市が約21kmにとどまっている一方 で、隣接する横浜市では約103kmに達しており、市域面積を考 慮してもその差は大きく、こうした整備の遅れが都市のにぎわい や開発力の差に反映されていることを問題提起しました。

# 道路は「命を守るインフラ」

私はまた、道路は単なる移動手段のためのインフラにとどまら ず、災害時には避難路・救援路・延焼遮断帯として機能する「命を 守るインフラ」であることを、改めて強く訴えました。 特に、能登 半島地震における復旧・復興の遅れを踏まえ、「次の災害に備え るためにも、高速道路ネットワークの強化は不可欠である」との 認識を強調したかったのです。

# 川崎市が担う高速道路ネットワークの要衝

むろん川崎市も、高速道路ネットワークにおいて重要な役割を 担っています。 たとえば、「東京外郭環状道路(外環道)」が「東名 高速道路」まで接続されることは周知のとおりであり、現行計画 ではさらに延伸され、第三京浜道路に新たなジャンクションが建 設され、その後、首都高速湾岸線までつながる見通しです。

# 外環道と川崎縦貫道路の接続構想

このとき、外環道を大師ジャンクション経由で川崎縦貫道路と 接続するのか、それとも東京都が希望していると聞く既存の東海 ジャンクションにつなぐのかは、本市にとって極めて重要な政策 判断となります。

そこで私は、川崎市がこれまで整備を進めてきた「川崎縦貫道 路」と、現在建設が進められている「外環道」との接続構想につい て取り上げ、以下のような具体的な事項を質しました。

- ▶関越道~東名間の事業主体が、国土交通省と東日本・ 中日本高速道路会社であること
- ▶総事業費が約2兆3,575億円であること
- ▶車線数が6車線であること
- ▶調布市域での工事が、地盤陥没事故の影響で中断して いること

# 川崎市のスタンスと市長の答弁

さらに、福田市長および藤倉副市長(所管副市長)に対して、将 来的に第三京浜や首都高速湾岸線まで接続させる構想の必要 性を訴えるとともに、国および東京都との協議の現状と川崎市と してのスタンスについて質しました。

これに対し、市長・副市長ともに「川崎市にとって外環道との接 続は都市機能の強化および災害対応能力の向上の観点から極 めて重要であり、今後も国・東京都との協議を積極的に進めてい く」と明言しました。

特に福田市長は、川崎縦貫道路と外環道の「一体化」も視野に 入れて検討していることに触れ、「調査検討を進めていく」と前向 きな姿勢を示しました。

# 課題は財政負担

都市の利便性と安全性を高めるためには、長期的な視野に 立った道路整備の推進が不可欠です。

ただし、最大の課題は財政負担です。

仮に川崎市側、すなわち川崎縦貫道路経由で首都高速湾岸線 に接続する場合、その整備費用の大部分は川崎市が負担するこ とになります。

一方、東京都側(環状8号線地下)からの接続であれば、東京 都がその費用の多くを負担することとなります。このため、東京都 も川崎市も積極的に手を挙げられないという事情があるのです。

# 誤った財政観が公共投資を阻む

本来、このような大規模インフラの整備にあたっては、国が主 導して資金負担を行うべきですが、「税は財源」「貨幣は金銀のよ うな実物資産である」といった誤った財政観や貨幣観が、国の財 政的役割を制限し、必要な公共投資を妨げています。



川崎市議会議員

議会報告

市議会控室 〒210-0006 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所 TEL:044-200-5601

令和7年第1回 川崎市議会定例会(予算審査特別委員会)報告

**Title** 

路整備

つ

を問

Ryusuke Miyake Custom

**Title** 

市立病 薬誤投与 院 信 を損 ね た指定管理者



**YouTube** 詳しい内容はYou Tubeでも!



https://www.ryusuke-m.jp/



# 三宅隆介プロフィール

大東文化大学文学部 卒業。ユアサ商事株式会社を経て、 双議院議員 松沢成文秘書。 平成15年4月 川崎市議会議員 初当選、現在6期目。

川崎市多摩区中野島在住。

# 市立多摩病院の医療事故と医療法違反を追及!

令和7年3月の予算審査特別委員会において、私 は市立多摩病院(指定管理者:聖マリアンナ医科大 学)において過去に発生した重大な医療事故と、そ の後の対応について病院局に質疑を行いました。

この事故は8年前、平成29年1月に市立多摩病 院で発生したもので、透析薬の誤投与により患者 が死亡したという深刻な事案です。令和6年2月 -28日になって報道機関によって明らかにされるま で、市議会にも報告がなく、私は報道によって初め て知ることとなりました。しかも市立多摩病院は医 療法に基づく報告義務をも怠っていました。

以下、その経緯と市側の対応に対する質疑内容 をご報告いたします。

### 質問 三宅隆介

市立多摩病院の指定管理者である聖マリアンナ医科大学には 規則上、事例検討に当たって使用した資料や院内での検討経過、 そして最終報告など、病院局に対して報告する義務があると思わ れるが、報告はあったのか、また、それを証明する公文書を提示す ることはできるのか?

#### 答弁 病院局長:森 有作

院内での検討経過、最終報告書などは、多摩病院から病院局に 対して提出したことが確認できなかったことから、多摩病院に対し ては口頭で早急に提出を指示するとともに、今後同様の事案には 適切に対応することを指導したところでございます。

# 三宅の視点 ● 隆介の発想

病院局に正式な書面報告があったのは事故から1年9か月 後の平成30年10月であり、その間の検証過程や報告書の提出 も確認されていないことが明らかになりました。病院局長によ れば、公文書の多くは保存年限を理由にすでに廃棄されてお り、現在確認できるのは写しなどに限られているとのことです。

#### 質問 三宅隆介

医療法では、医療事故が発生した場合、病院の管理者は遅滞な く、当該医療事故の日時、場所及び状況そのほか厚生労働省令で 定める事項を医療事故調査・支援センターに報告しなければなら ないとされている。指定管理者である聖マリアンナ医科大学は、そ の法的責務を果たしたのか?

右上に続きます

# 薬誤投与で死亡 医療法に基づく報告を怠る

# 市立病院の信頼を損ねた指定管理者

#### 答弁 病院局長:森 有作

医療事故調査・支援センターへの報告につきましては、遺族の 了承が必要であるとの誤った認識があり、未実施であった事実を 把握しました。

### 三宅の視点 ● 隆介の発想

多摩病院が医療法に基づく報告を怠っていたことが判明し ました。これは明確に法令違反であり、医療機関としての重大 なコンプライアンス上の問題です。

なお、多摩病院は「遺族の了承が必要である」という誤った認 識により報告を行わなかったと言い訳をしています。報道により 事故が明らかになったのち、令和7年3月8日になって、ようやく 報告がなされたとのことです。

#### 質問 三宅隆介

そもそも当該案件に関わる当時の公文書を確認することができ ないというのはいかがなものか。公文書の保存期限は法律や条例 で定められているものの、誤投与した技士が業務上過失致死の容 疑がかけられる可能性があり、事案としては未解決であった以上、 当該公文書を保存しておくことが妥当ではなかったのか。もしも裁 判等の事態に発展した場合、公文書がないままでどのように対応 するのか?

#### 答弁 病院局長:森 有作

今後につきましては、保存期間が経過した文書であっても、現に 継続している訴訟に関係するものなどは保存期間を延長するもの としている関係規程に基づき、事務事業等の状況を十分に精査、 確認した上で、案件ごとに慎重な対応を行うよう徹底してまいり ます。

## 三宅の視点 ● 隆介の発想

病院局は、重大事故であったにもかかわらず文書が廃棄され ていたことを認めています。訴訟等に発展する可能性がある案 件については文書の保存期間を延長することが原則とされてい ますが、その取り扱いが適切でなかった疑いがあります。

#### 質問 三宅隆介

確認するが、指定管理者である聖マリアンナ医科大学が医療法 に基づく届出をしていなかったことを、病院局が知ったのはいつな のか?

右上に続きます

#### 答弁 病院局長:森 有作

報道以降、把握しておりますので、令和7年3月3日頃であったと 認識しております。

#### 質問 三宅隆介

なぜ、1年半後の報告の際、医療法に基づく報告をも怠ってい たことは報告されなかったのか?

#### 答弁 病院局長:森 有作

その点につきましては今後確認をしていきたいと考えております。

#### 質問 三宅隆介

1年半後、指定管理者協定に基づく報告が為されたとき、病院 局は市立多摩病院の開設者である川崎市長に当該医療事故につ いて報告したのか?

#### 答弁 病院局長:森 有作

資料を確認するかぎり、報告した形跡はございません。

#### 質問 三宅隆介

福田市長に訊くが、当該医療事故について市長が知ったのはい つの段階か?

#### 答弁 川崎市長:福田紀彦

私が知ったのは報道で知りました。

# 三宅の視点 ● 隆介の発想

病院局が市長への報告を怠っていたことが明らかとなり、福田 市長ご自身も「報道で知った」と明言され、病院開設者としての 責任ある情報共有がなされていなかったことが露呈しています。

#### 質問 三宅隆介

多摩病院(聖マリアンナ医科大学)が使っている事故対応マ ニュアルは、2016年に策定されているが、これを見ると、医療法に よる手続と医師法による手続のフロー図がゴチャ混ぜになってい る。マニュアルそのものに問題があり、報告をしていなかった可能 性はないのか?

### 答弁 病院局長:森 有作

私も見ましたけれども、間違っていると思いました。この点につ きましては、市立3病院で同じようなマニュアルになるように至急 改善を図っていかなくてはいけないものだと思っております。

# 三宅の視点 ● 隆介の発想

今回の事案では、指定管理者である聖マリアンナ医科大学が 使用していた事故時対応マニュアルにおいて、医師法による手 続と医療法による手続が混在し、正確なフローが構築されてい なかったことが判明しました。これが医療法上の報告を怠った 原因であった可能性があります。少なくとも、市立井田病院や市 立川崎病院のマニュアルとは明らかに内容が異なっています。

ゆえに、市立3病院のマニュアルを統一し、法令遵守を徹底 する必要性について強く要望しました。

#### 質問 三宅隆介

市長に伺うが、これまでのやりとりのとおり、病院局のガバナビ リティが機能していないのは明白です。指定管理者の運営の仕方 が悪いのか、あるいは病院局の監督が悪いのか、そもそも公立病 院の運営を指定管理者に任せることが問題なのかという点も含 め、場合によっては第三者委員会をつくって検討させる必要がある と思うが?

#### 答弁 川崎市長:福田紀彦

事実関係をちゃんと整理できていないところが最大の問題だと 思いますので、まず徹底して話を整理し、調査した上で検討したい と思います。

# 三宅の視点 ● 降介の発想

今回の一連の問題は、聖マリアンナ医科大学が指定管理者 として果たすべき義務(病院局への報告、法令遵守)を怠ってい たこと、そして病院局による監督機能が不十分であったことを 示しています。

さらに問題なのは、令和6年1月に報告された指定管理者制 度の中間評価に、この重大な事故や法令違反が一切反映され ていなかったことです。このことから、再評価の必要性と過去の 医療事故の再調査が強く求められます。

私は、今後の対応として以下の点を強く要望しました。

- 1 指定管理者による過去の事故対応の再調査
- 2 病院局の監督体制および文書管理体制の見直し
- 3 全市立病院でのマニュアル統一と教育体制の強化
- 4 第三者委員会の設置による客観的な調査と提言
- 5 市民への透明な説明と信頼回復のための対応



右上に続きます